

經濟週報

青島日本商業會議所

大正十二年五月廿一日發行
每週水曜日



一、營業案內
一、貿易調查報告 十八、廿一日 日本製鐵會社
一通商公報 廿四、廿五日 大阪市役所商工課
一、支那地方行政學會
一、棉布週報 第四三號 大阪山本商店
一、支那地方行政學會 第六五號 日本セメント同業會
一、青島與信所內報 第六四號 青島リター社
一、上海貿易統計月報 四月發行 同
一、爲替相場表 廿六、廿八日正金銀行支店

本號記事

- 大正十一年度支那貿易
- 支那商標法に未だ我國を拘束するの權なし
- 支那の治外法權撤廢と我外務省の態度
- 對支航路補助額
- 膠濟鐵路股份有限公司創立
- 濟南銀行青島支店開設
- 銀塊並爲替(五月第四週)
- 商況(五月第四週)
- 膠海關告示
- 支那商標法施行細則
- 當所記事

大正十一年度 北支那貿易

總論

平和克復後五年目に於ける支那貿易の大勢を見るに、世界的經濟狀況の恢復と共に漸く回復しつつありし事を證するに足るべし。然れども本年度支那貿易に特記すべき點なく、只回復の結果は普通狀態に近づきつつあるのみなり。而して本年度下半年末に於ける貿易額増加は注目價值あり。國際貿易の回復は國際爲替の強固を計るに有り。爲替の強固は大戰中諸交戰國の亂發せる通貨の整理を計り政府の歳入の平均を保ちて其の國內の經濟界の恢復を要となす。次に各國物價を見るに大正九年春以來約二箇年に渡り下落し來りたりしが昨年度に於ける下落の割合は前二箇年に比して大ならず。例へば英國に於ける物價下落の割合は昨年度に於て僅かに百分の七半即ち七分五厘なり。英國貿易局の發表せし物價率は昨年度末の一五五に對し、一昨大正十年十二月には一六八同一月には二四六なり。昨年中の英國の物價消長を見るに、一月より四月に至る四箇月間は、順調に下落せしも、五月乃至九月は變化少く、九月に於て昨年度中最低率を示したれども十月及十一月の兩月は騰貴率を示し、僅かに十二月に至りて二點下落し一六八となりたり。

加奈太及日本、其他の諸國に於ける物

公告

元青島化學試驗所は民政撤廢と同時に一時閉鎖中の處今同所所屬器具機械材料等全部の引繼を受け本日より試験を開始し一般の依頼に應ずること相成候條此段公告候也
大正十二年五月十九日
青島日本商業會議所

化學試驗所

のありしが、全年を通じて不振なりと云ふべし。輸入方面に於て年度初期は少しく順調なりしが、内地擾亂のため實需之れに添はずして直ちに不況となりたり。綿糸布、金屬類の如きは夏季に至りて又々停頓せしため近年に無き惡成績を示せり。輸出貿易も亦内地土產を通商港に運搬するに困難なりし爲替の漸落歩調は著しく通商を不活潑ならしめたり。本年下半期に入りて國內の大局定まりてより市面活氣を生じ來り、米國及佛國の生糸市場好需なりしたため糸價は平均相場以上を保ち得たり。茶も亦好結果を得たり。但し礦物類の輸出は甚面白からざりき。而して年末に於ける貿易の好況に對して前途果して如何と云ふ問題は數說に分れたり。樂觀說に曰く、内地在貨品薄なれ

口實需は輸入を催進すべく、支那商人のめ才は總ての困難に打ち勝つを以て貿易の好況に向ふべしと、又悲觀說に曰く、支各地内亂と、支那輸出品の價格の昂騰とは土產物の輸出に累を及ぼすべしと。夫れ貿易は勿論國內常態に非ざればその旺盛を期し難きものなり。されば支那貿易の大勢を知らんとせば先づその政局如何を知らざるべからず。

本年度中支那政局中重大事件としては徐世昌氏の失脚が張作霖氏の敗となり、南方に於ては孫逸仙氏が廣州を去つて以來諸省亂れたれども今や平定し六月二日徐世昌氏の辭任は黎元洪氏の再出となり華盛頓條約による膠州灣租借地に關する所謂山東問題は十二月十日を以て解結し關稅改正も實行せられ、その他諸外國在支郵便局の撤廢を實現したる等支那としては大なる歴史的記録を残せり。

之れを要するに本年度海關收入は昨年度の總額五千四百四十六萬餘兩に對して約四百七十七萬兩の増收即五千八百六十三萬餘兩の收入ありしは支那貿易の回復に向ひつつありし事を證するに足るべし。以下項を分ちて北支那諸港貿易の大勢を略述すべし。

天津

天津輸入貿易は本年度初期に稍好況にありしが、四月に國事暴發のため交通停止し貿易不振となり、九月頃より交通恢復し稍回復したれども綿糸布市況は政局未決のため消費多からず、綿糸布輸入商の在庫品は漸く年末に至りて支那商の引き取りを實行せし故在庫品多量なりき。輸出に於ては先づ圓滿なる結果を來たし胡麻輸出の増進は特記の價あり米國向羊毛米英兩國向駱駝毛も亦見るに足るべく精製未製の山羊皮も注目し價す。

秦王島

貿易は上述政潮の波亂により又近郊に

於ける交戦は數箇月間の交通不能となり甚だしき阻害を受けたり。その他開鑛礦務局工夫の罷工も大なる影響をなし海稅收入は前年度に比して遜色ありき。鐵道材料に機械類の減少も著しく、唯米國石油の昨年の二萬五千餘ガロンなるに本年の四十五萬餘ガロンに達したるは石油倉庫新設の結果なり。輸出品に於ては黑豆黃豆の外は減少せり。

龍口

龍口に於ける豆麵貿易は好況にして、製造原料たる綠豆の輸入を多からしめ、豆麵は著名物產として盛んに香港へ直接輸送したり。山東省本年度の天候好かりしたため農產物小麥の増收は近年稀に見たる成績なり。

芝罘

芝罘に於ける野蠶繭輸入増加したれども職工不足のため該業發展を得ざりしが如し。髮網の輸出は米國在荷豐富なりしため昨年と同額に達する事を得ず、髮網輸出不振なりしたためレース製造盛んとなり、其の結果は綿縫糸の輸入額を高めた。絹綃貿易も不少退歩せり、米國に於ける稅率改正は該貿易の將來を非觀せしむるものなりとす。

青島

日本管下に於ける最終の當地は本年度十二月十日支那管下に移り、大正三年日本占領以來に比して如何なる變化あるべきかと各國の注目する處となり。先づ本年は山東省內農產物豐作なりしたため四月二十日より五月八日まで津浦線軍隊輸送にて多少の影響ありしも前二箇年に比して今年度は輸出入共大なる増加を示せり。特に日本製綿布、綿花、アニリン染料等に著しき向上を見たり。左表により青島貿易の三箇年比較を示す。(單位海關兩)

外國品輸入支那品輸入輸出貿易總額
九年 三三、七〇〇、〇〇〇 三三、七〇〇、〇〇〇 六七、四〇〇、〇〇〇
十年 三三、七〇〇、〇〇〇 三三、七〇〇、〇〇〇 六七、四〇〇、〇〇〇
左表は前表青島貿易年額に對する輸出入地別表なり（單位海關兩）

外國品輸入支那品輸入輸出貿易總額

品名	九年	十年	九年	十年
支那品輸入	三三、七〇〇、〇〇〇	三三、七〇〇、〇〇〇	六七、四〇〇、〇〇〇	六七、四〇〇、〇〇〇
外國品輸入	三三、七〇〇、〇〇〇	三三、七〇〇、〇〇〇	六七、四〇〇、〇〇〇	六七、四〇〇、〇〇〇
輸出	三三、七〇〇、〇〇〇	三三、七〇〇、〇〇〇	六七、四〇〇、〇〇〇	六七、四〇〇、〇〇〇
貿易總額	三三、七〇〇、〇〇〇	三三、七〇〇、〇〇〇	六七、四〇〇、〇〇〇	六七、四〇〇、〇〇〇

時事

支那商標法は未だ我國を拘束するの權なし

前號所報の支那商標法並に本號第四頁掲載の同法施行細則は何れも公布の日より實施すべき旨規定せられ居るも右は未だ外交團の承認を経たるものに非ず、又支那商標法制定方に關しては明治三十七年日清追加通商航海條約第五條に特に規定せられあり、我國に取り重大なる利害關係を有するが故に、本件は外交團の承認あるまでは該商標法は我國を拘束すべきものに非ざるは勿論、該法に據り登録せる支那人の商標にして我國の正當商標權所有者の權利を害したるものあるときは之を承認すべき限りにあらざるは固より此際我國商工業者にして該法に依り登録手續を爲すものあるときは却つて不都合を來す虞れあるが故に、本件に就きて

支那の治外法權撤廢と我外務省の態度

米國國務省は今同支那の治外法權撤廢に關し各政府に向けて通牒を發して來たとの事で、我外務省でも五月十五日在京代理大使から右の通牒を接したが、右は一九二一年十二月十日の華府會議決議第四號により支那の治外法權撤廢の準備として支那の司法並に警察行政制度その他の事項を調査すべき委員會の設置を提議して來たものである。元來右委員會は三箇月以内に開催する諒解であつたものを昨春支那政府から一箇年間延期方を申入れた爲めそのまゝになつて居たのを今同右の延期が又も切れたので支那政府が何時までも右の如き委員會の開催を延期する事は自國の國內的無秩序法制上の不備を中外に暴露するものとの見地から華府會議の主催國たる米國政府に右委員會開催に異議なき旨を申入れたのに端を發したもので、本年十一月一日をもつて北京に於て華府會議に参加したる九箇國以外條約により支那に治外法權を有する各國をも網羅する國際的調査委員會を開かんとするもので、米國政府は前記九箇國の外同時にブラジル、デンマーク、ノールウェー、ベルギー及びスウェーデンの各國に對しても代表委員の派遣を求むる旨の招請狀を發したといふ。

對支航路補助額

- 遞信省航路補助命令書中對支各線別施設要項左の通り
- 一、南支那沿岸線（補助額二十萬圓）
航路及寄港地 上海、廣東間
受命社 日清汽船株式會社
 - 二、支那航路（四線合計補助額三十八萬一千圓）
イ、支那航路上海、漢口線
航路及寄港地 上海、漢口間
受命社 日清汽船株式會社
ロ、同漢口、湘潭線
航路及寄港地 漢口、湘潭間
受命社 日清汽船株式會社
ハ、同漢口、常德線

事業界

膠澳電氣股份有限公司創立

膠澳電氣股份有限公司は五月廿七日グランドホテルに於て創立總會を開き出席株主は九割八分の多數を占め發起人中より山東銀行附石卿氏選出せられて議長となり創立經過の報告あり中日兩株主側異議なく議事終了後役員投票選舉の結果左記諸氏當選せり尙當日は日本官廳より八木領事支那側官廳より龔坐辦代理周東曜氏警察廳成廳長審判廳成廳長檢察廳王廳長等臨場し成立の正式なる事の宣告を受けた。

支那側取締役（董事）
隋石卿、宋雨亭、王子雍、張鳴鑾、張文安、王心齋、安善圃の七氏
日本側取締役（董事）
宮島清次郎、守屋此助、上島清藏、高橋光隆、村

支那側監察人
梁勉齋 李銘甫の二氏
日本側同
石橋藤次郎、今井吾助の二氏
向翌廿八日山東銀行に於ける重役會の結果董事長に隋石卿氏副董事に村地卓爾氏總理に王子雍氏協理に宋雨亭氏經理に高橋光隆氏當選せり。

地卓爾、西田善一の六氏
支那側監察人
梁勉齋 李銘甫の二氏
日本側同
石橋藤次郎、今井吾助の二氏
向翌廿八日山東銀行に於ける重役會の結果董事長に隋石卿氏副董事に村地卓爾氏總理に王子雍氏協理に宋雨亭氏經理に高橋光隆氏當選せり。

濟南銀行青島支店開設

株式會社濟南銀行は青島招遠路(元大黑町)卅二號に青島支店を設置し六月四日より一般銀行業務を開始準備中なり。

銀塊並爲替(自廿七日)

銀塊 各地とも活潑ならず相場は保合にして月曜倫敦三二片二分一紐育六六仙八分三と入つて土曜倫敦三二片八分五紐育六七仙と止む。

金銀相場表

倫敦銀塊 三二片二分一紐育六六仙八分三と入つて土曜倫敦三二片八分五紐育六七仙と止む。

爲替 今週中は特別材料なかりしたため各地とも弱氣保合にて終りたり。

爲替相場表

米英爲替 三二片二分一紐育六六仙八分三と入つて土曜倫敦三二片八分五紐育六七仙と止む。

商況

自五月廿一日至五月廿七日

市況

綿糸 米棉の暴騰によつて大阪市場續騰を演じ週末三品二百五十九圓臺を見

世將に二百六十圓を突破せんとするの勢に在り、上海市場亦これに伴れて商情強硬の報を齎せしも、當地は唯補助二十手が大坂の續騰にて一部思惑筋の買進みあり漸騰週末交易所出來値百七十兩五〇の高値を見せたる外一般實需筋依然買見送りし爲め一日多きも百五十件見當少き日は僅かに六七件見當より商内行はれず頗る閑散にて氣乗薄の中に過ぎたり。

○紅月 一四四兩 一四六兩
○金貨 一四七兩 一四八兩
○銀月 一五〇兩 一四八兩
○五彩星 一五五兩 一五五兩
○宮女 一五五兩 一五五兩
○銀月 一五五兩 一五五兩
○補助 一五五兩 一五五兩
○小田原 二四一兩 二四一兩

○綿布 大阪強硬の入報ありたるを在荷薄にて駭りなりしも奥地客安値小口の外抄々しき買氣なく閑散裡に過ぎたり。出來現物軍人細布七兩六〇、七兩六二五、七兩六五、鳴細布六兩九〇、六兩九二五、月經細布六兩四二五、週間物馬美人天竺五兩一〇、五兩〇七五

○桐材 當地桐材商の主要買附地なる河南省鄭州に於ける日貨排斥運動は益々惡化し遂に五月廿四日は鄭州學生團の強要により青島向桐材の貨車積を中止せられ鄭州に於ける日本人買附出張所八箇所及支那人買出し商數人は強行談判中なれども今以て鄭州商務總會も之れを解決する能はざるため自然出廻り薄となり當地思惑筋の買氣強し然れども内地は例年入梅期に取引不振なる故目下の相場は内地弱氣當地強含みとなり居れども鄭州に於ける貨車不積問題は或は長引くやも知れずとの入報なれば當地思惑筋の成功ならんも鄭州學生團のため苦しむは輸出品にして日本を唯一の得意先とする桐材の如きは獨り日本人商人のみならず支那人と

○石炭 鐵橋破損當時より品薄となり又礦山會社支那側設立延引のため一時賣止めとなりし淄川炭も其の後殘務整理委員の努力により且つ土產物の出廻り一掃せられたる故貨車配給漸次順調に向ひ將來は輸出方面に活況を見るならん沿線の地賣りに對しては濰縣以東各驛にて卅車宛の紛炭競賣を六月初旬實行の筈なれば小賣相場は先安氣配と傳へらる。

○干芋 當地にては出廻り薄なるに内地在庫減少となり内地筋よりの買注文は阪神沖值四圓三十五錢と買進み來たり尙強氣と見ゆ當地相場銀三圓二十五錢見當を稱すに至れり。

○穀 内地よりの買注文不活潑のため市況は閑散にして相場は下落しつつあり目下の賣值濟南物銀三圓三十錢海州物銀三圓十錢と稱すれども買氣なく濟南物本月中旬濟南渡し銀二圓七十八錢の商内を見たり。

○鶏卵 内地入梅期にて賣行不振なるを天津輸出物格安なるにより當地よりの輸出の大減少を來たし相場は益々下押しとなり青島相場三五物銀十一圓五十錢、三〇物銀十一圓九十錢二八物十四圓四十錢見當なり。

○牛肉 内地買注文あれども送金抄々しからず且輸出期經過のため相場軟弱にして上物銀十二錢七厘中物十二錢下物十一錢の安値を示し從來積荷満腹なりし定期船も百頭内外のスベスベ残り居る場合ありと内地取引先送金なきたため五月廿九日出帆の嘉義丸にて集金のため出張せる同業者八名ありと聞く。

○花生油 歐洲輸出向買氣衰へたるため相場は下押しとなり廣東幫の支那南方諸港への輸出物現物買あり相場は安値十六圓五十錢高値十七圓四十錢以内に在り

○花生米 輸出期節末に近きため市況不活潑を呈し相場は九圓五十錢より八圓十錢の間に在り。

○牛皮 出廻り普通にして買氣強のため相場は小皮二七兩、大皮二三兩位にて商内行はれたり。

○砂糖 買氣弱味と在貨薄により相場は保合なり。

○燐寸 買氣薄のため相場は軟弱歩調にして前週相場より十錢安と呼ばる。

○石油 夏枯期に入りたる石油市況は例年の通り約二三割方賣上高を減じたる故と相場は下押しとなり各印四十錢宛の値下げ行はれ各石油會社協定の倉庫渡し値段左の如し

向注文なく五月十五日渡後六月七月十五日渡共商内絶無に終りたり。

○花生油 週末市中現物は十七圓五六錢所を呼ばれたるが二十一日朝一舉に二十錢安の軟弱氣構に初まり公定相場は五月廿五日渡十六圓四十錢六月廿五日渡十七圓十九錢となり加ふるに廣東幫の買控へにより市況依然伸力鈍く輸出向不振となりしたため賣人氣旺盛となり僅かに週末廿五六兩日マバラ筋の買物現はれ上伸ありて止む今週中の出來高及公定相場左の如し。

○錢 鈔 前週引より十錢高の百九圓丁度に寄付き人氣強含みを呈したるも良材料無きため途中一服となりて保合思惑筋の活動もなく週末百九圓二十錢止めとなる今週中の公定相場及出來高左の通り。

○證 券 前週中六圓二十錢まで賣叩かれたる當所株も幾分宛戻り足を示し日曜明け廿一日六九賣と呼ばれたれども買氣なく僅かに四節に六九にて出來高九十株に初まり翌廿二日目先多少上伸し高値七三と買氣現はれ取引所整理振興同盟會の活躍もマバ方自重の態にて見送りたり今週の相場(現物)及出來高左の通り。

○物産 取引所商況

法 規

膠海關告示(第百十六號)

從來旅具檢査所に於てなされたる輸出小包の檢査は來る六月一日より以後青島一等郵便局内に於て當海關檢査官毎日(但し海關公休日及日曜日を除く)午前九時より同十二時迄及午後一時より同四時迄の間に於て之を行ひ右小包に對する關稅も亦當海關に代り郵便局之を徵收す右告示す

西曆千九百二十三年五月廿八日

膠海關稅務司

支那商標法施行細則

第一條 凡そ商標を登録せんとする者は一商標毎に本則第三十六條に規定する商標の類別に依り出願書商標圖樣五紙並に商標印一枚を呈上すべし但し印板は出願後六十日以内に呈出することを得

第二條 指定商標に施す色彩に就きては出願人は出願登録の際色の商標を附呈すべし

第三條 商標圖樣を記す紙は堅靱光澤あるものを用ひ筆墨を以て繪すべし用紙長及幅は新定營造尺を以て計り五寸を過ぐるを得

第四條 商標印板に用ふる木板、金屬細網板及其他の活板の型は長及幅新定營造尺を以て計り四寸を過ぐるを得、又厚は八分を越ゆるを得

第五條 商標局に於て必要と認めたる時は商標出願登録人をして別に商標に關する説明書、及商標圖樣を再呈せしむることを得

第六條 商標法第二條第六款より第八款に至る各款に規定せる商標を登録せんとするものは該各款に依る旨證明すべし

第七條 商標法第三條の規定により出願登録せんとするものは出願前に該商標を使用せる事實及其年月日を證明すべし

第八條 商標法第三條の規定により各出願人協議する場合は商標局は相當期間を指定して各出願人に通知して議定呈報せしむ

第九條 前項相當期間を経過するも尙議定呈報せざる時は未だ妥協成立せざるものと認め

第十條 登録商標と相似の商標を以て聯合商標を造り出願登録せんとするものは該登録商標の原登録證書を附呈すべし

第十一條 前項出願の商標登録完了後は附呈の原登録證書に登録號數を附記し商標局印を捺して返還すべし

第十二條 商標法第七條第二項に依り商標登録權を承継せる者が原出願登録人の名義を書換ふる時は原出願登録人連署を以て合法承繼及該營業移轉の證明書を附呈すべし

第十一條 商標法第一條第十一項に依り代理人の委任を命ぜるとき併せて該代理人にも其旨通知す

第十二條 商標專用期間の繼續を出願登録せんとする者は滿期三箇月前に原登録證書を附して出願すべし、凡そ商標專用滿期前に在つては前項規定の期限を経過するも特定の手續料を納付して前項の出願をなし得

第十三條 商標專用權の移轉を出願登録せんとする者は其營業並に移轉に關する證明書を附呈すべし

第十四條 商標專用權が承繼により移轉せる時は該出願登録人は原登録及其合法承繼證明契約書を附呈すべし

第十五條 商標專用權が讓與或は其他の事由による移轉の出願登録は關係人連署を以てし並に原登録證書及移轉の證明書を附呈すべし

第十六條 商標專用權の分割移轉の出願登録は該移轉商標を使用すべき商品を示明すべし

第十七條 聯合商標中の一種商標の專用權移轉の出願登録は更に他種商標專用權移轉の登録をも同時に出願すべし

第十八條 營業の廢止により其商標專用權を撤銷する場合に登録名義人之出願す

第十九條 商標登録或は其他の手續各項の書式に關し規定の書式あるものは該書式に依るべし

第二十條 凡そ商標の登録其他の手續を代理人代行する場合に代理權證書を附呈すべし

第二十一條 但し法人の支配人或は代理人の法人の名義を以て之をなす場合は其限りにあらず

第二十二條 凡そ外國人商標の登録其他の事項をなす場合は國籍證明書及中華民國領域内に在つて確實なる商工業營業所を所有する者の證明書を附呈すべし若し外國法人が前記事項をなす場合は法人たることを證明すべし證書を附呈するを要す

第二十三條 代理證明書國籍證明書或は其他の必要な附呈證書にして外國文にて記載せられたるものは華文に譯出して呈請すべし

第二十四條 凡そ書狀を以てする商標の各項に關する出願に相手方或は關係人あるものは副本を添具すべし

第二十五條 商標の出願其他の手續に關し商標法令の規定書式に違背し或は規定の手續料を納付せず又は呈出の書狀、圖面、印板不明晰或は不完備なる者に就きては商標局は證正補充或は更改を命ずることを得

第二十六條 本則に規定せる期間及商標法或は本細則に規定せる期日と期間とは商標局に於て其職權或は請求により變更することを得

第二十七條 商標法第十二條により無効を聲明したる者は其事實及其發生及消滅年月日を詳載すべし前項無効の聲明をなす時は併せて其延誤の程序を補正すべし

第二十八條 出願人或は其代理人の姓名商標住所或は印章に變更ありたる場合は速に商標局に呈報すべし又住所無き者其寓所或は營業所を變更し或は商標專用權者其印章を變更する時同じ姓名或は印章の更換には證明書の附呈を要す

第二十九條 商標の出願に關し出願書狀及其他の物件には商標名稱及出願人の姓名を明記すべし既に登録を了せる場合には其登録商標番號をも併記すべし

第二十八條 書狀及物件の受理は商標局に於て受取せる日を以て為準と爲す

第二十九條 商標局の審定決定せる又其他の書件は總て願人及其關係人に送達すべし

第三十條 商標局に於て送達不可能なる書件は均しく政府公報に登載し後廿日を以て送達せるものと認む商標局に代理人の選任の未だ登録を終らざるもの所有書件は送達は投函の日を以て為準と爲す

第三十一條 商標に關する證據及物件の呈送は呈送人より預め聲明し請願者は該案確定後六十日以内に領收すべし

第三十二條 凡そ商標局より發給する書件には主管員より原本と異同なき旨記載し並に署名捺印すべし

第三十三條 商標登録證は一定書定に依り商標圖面を粘附して商標局より納印の上發給す

第三十四條 商標登録證を遺失或は毀損せる時は商標專用權者は直ちに其旨を聲明し並に證明書を附呈して再下附を呈請すべし

第三十五條 前項の規定により登録證の再下附を受けた後は舊登録證は無効たる可く公報を以て其旨公布す商標無効の評定確定し或は裁決及其他の事由に因り商標專用權の消滅せるものは商標登録證を返還すべし

第三十六條 尙其旨公報を以て公布す

第三十七條 商標登録手續料次の如し

一、商標專用權の創設或は商標專用期間の繼續に關する登録手續料

二、商標專用權の移轉に就きては次の二種に分つ

(甲) 繼續の移轉 每件銀 十元

(乙) 讓與或は其他の事由による移轉 每件銀 二十元

三、登録各項目の變更及塗銷 每件銀 二元

前各項の登録費は聯合商標の場合に總て半額とす

第三十八條 商標法或は其他の法令に依り商標の各項登録に關し納付すべき公費左の如し

一、商標の出願登録 每件銀 五元

二、商標登録證原呈人の名義更換 每件銀 五元

三、登録證書再下附の請求 每件銀 三元

四、商標專用期間の延期登録 每件銀 五元

五、商標專用滿期前に已に規定期限後に於ける繼續登録の請求 每件銀 十元

六、證明的發給請求 每件銀 一元

七、他人の商標登録の撤銷請求 每件銀 五元

八、圖面の請求 每件銀 十元以上二十元以下

九、鈔錄書件の請求 每件銀 十元以上二十元以下

十、書件再附の請求 每件銀 二元

十一、再審査の請求 每件銀 二元

十二、評定或は再評定の請求 每件銀 五元

十三、參加請求 每件銀 五元

前項第一款第二款及第四款の公費は聯合商標の場合半減とす

第三十九條 商標登録の出願人は左列各類により其商標を使用すべき商品指定すべし、但し其類別の未だ指定し能はざる者は商標局より之を指定し得

第一類 化學品藥料藥品及醫治用品、樹脂膠漆、石灰礦泉、食鹽(各種藥材及散膏丹帶帶海綿等

第二類 染料、油漆及塗染用料

第三類 香料、香品及別類に屬せざる化粧品

第四類 石鹼

第五類 別類に屬せざる洗滌洗料品(洗粉、牙粉其他洗滌劑等之に屬す)

第六類 別類に屬せざる金屬及其粗工品(金屬の線板片、水銀、及合金等之に屬す)

第七類 別類に屬せざる金屬製品溶鑄彫刻打壓編織の物均しく之に屬す)

第八類 鋼鐵及鐵(針、釘、刀等之に屬す)

第九類 貴金屬或は其仿造物鉛鉛アルミニウム及其製品或は彫刻品の別類に屬せざるもの(合金鍍金等之に屬す)

第十類 珠寶玉石或は其模造物及其製品或は彫刻品にして別類に屬せざるもの

第十一類 石質或は其模造物及其製品に屬せざるもの

第十二類 礦物類

第十三類 陶器、磁器、煉瓦類

第十四類 硝子、及其製品玻璃製品に屬せざるもの

第十五類 樹膠及其製品

第十六類 別類に屬せざる機械器具及其各附屬物件(蒸氣機、發電機、風力、水力等各種機械機印刷機及消火器等之に屬す)

第十七類 理化學醫術、測量、寫眞、教育等に使用する各種機械器具及其各附屬物件(電信電話機化學試驗器械外科用器械蓄音機眼鏡、計算器等之に屬す)

第十八類 農工器具

第十九類 運送用機械器具及其各件

第二十類 時計及其所屬品及其各件

第二十一類 樂器

第二十二類 軍用火器獵銃爆竹其他の爆發物

第二十三類 蠶種及繭

第二十四類 棉、葛、麻、苧、羽毛類及其粗製品

第二十五類 蠶絲

第二十六類 綿糸

第二十七類 毛糸

第二十八類 麻糸及前三類の絲糸に屬せざる類

第二十九類 絹織物

第三十類 棉織物

第三十一類 毛織物

第三十二類 麻織物

第三十三類 前四類に屬せざる織物

第三十四類 生絲類中別類の編織織品

第三十五類 衣服及其附屬品

第三十六類 牀褥及別類の室內裝置品に屬せざるもの

第三十七類 各種酒類及醴釀

第三十八類 各種清涼飲料

第三十九類 醬油及醋

第四十類 糖蜜

第四十一類 茶及咖啡

第四十二類 ビスケット及麵包

第四十三類 別類の食料食品に入ラザル煉漬醃臘及罐裝食品

第四十四類 獸乳及其製品或其模造物

第四十五類 穀物蔬菜菓實種子、穀粉、及其製品

第四十六類 穀物蔬菜菓實種子、穀粉、及其製品

(麵粉、葛粉、凍豆腐等之に屬す)

第四十七類 煙草

第四十八類 煙具及袋物

第四十九類 紙及其製品(郵筒、手帳、紙摺等之に屬す)

第五十類 文具第五十一類 皮革及別類に入ラザル製品(袍類之に屬す)

第五十二類 燃料

第五十三類 燭寸

第五十四類 油蠟

第五十五類 肥料

第五十六類 竹木及竹木皮

第五十七類 別類に入らざる竹木藤竹木皮等の製品及其塗漆漆繪品

第五十八類 骨角牙貝類の別類に入らざる製品及其模造物

第五十九類 草蓆及其製品に屬せざるもの(繩笠蓆草帽、編等之に屬す)

第六十類 傘扇杖履及其附屬品

第六十一類 燈及其所屬各件

第六十二類 扇子及扇

第六十三類 玩具及遊戲具

第六十四類 圖書寫眞書籍新聞雜誌

第六十五類 別類に入らざる商品

第六十六類 本細則に公布の日より施行す

當所記事

一、當所主催の下に萬朝報記者石川山山氏の講演會(演題世界の大勢と日本)を五月二十一日青島學院講堂に於て開催講者多數頗る盛會なりき

二、五月二十三日鐵道協會支那觀察團小野田博士一行來青の爲め工場地、戰跡其他各所を案内し同日午後三時より右一行の爲め當所に於て歡迎茶會を開催せり

三、酒井書記日貨並に膠濟鐵路貨車配給實況及沿線各地に於ける經濟調査の爲め五月二十七日より向ふ二十日間の豫定を以て鐵道沿線並に濟南方面へ出張

化學試驗事務

當所化學試驗所ニ於テ本週中化學試驗ヲ行ヒタルモノ左ノ如シ

一、二十三日 石炭、骸炭

二、二十六日 落花生剝實

調查紹介

今週中調查紹介を依頼し來れるもの左の如し

一、紙商表具商其他壁紙天井紙取扱店調査方の件 大阪市東區本町五丁目 龜井商店

一、肥料輸出業者問合の件 株式會社鈴木商店下關支店 米肥部

一、水引各種取扱店調査方の件 信州飯田愛宕町 宮内源二

寄贈書類

一、東亞通信 一五五 日東亞通信社

一、姫路の實業 第一一號 姫路商業會議所

一、日本棉花週報 自三六號 日本棉花株式會社

一、北陸小間物商報 第四二號 北陸小間物商報社

一、大阪經濟時報 第三三號 大阪經濟時報社

一、實業報知新聞 自七七一號 實業報知新聞社

一、實業與信所內報 第九五號 青島實業與信所

一、群山米穀商月報 第一二號 群山米穀商組合

一、營口商議月報 第三二號 營口商業會議所

編輯兼 島津忠男

發行人 島津忠男